

平成19年度情報通信月間参加行事
ワイヤレスブロードバンド全国セミナー2007
～無線を活用したブロードバンド整備の新戦略を考える～

総務省の取組
(説明資料)

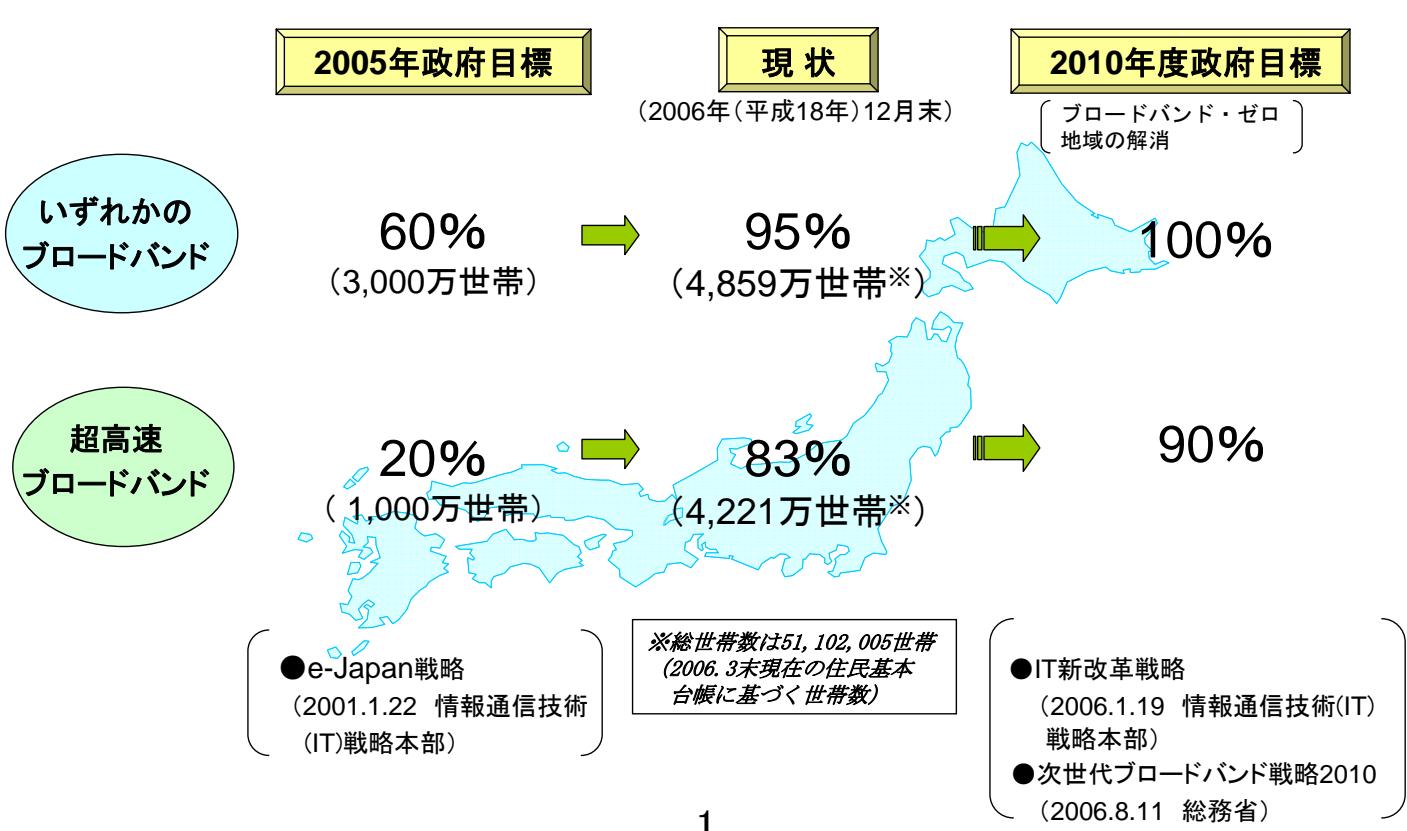
高度通信網振興課	1
基幹通信課	5



ブロードバンドの全国整備に向けた総務省の取組

平成 19 年 6 月

サービスエリアの世帯カバー率

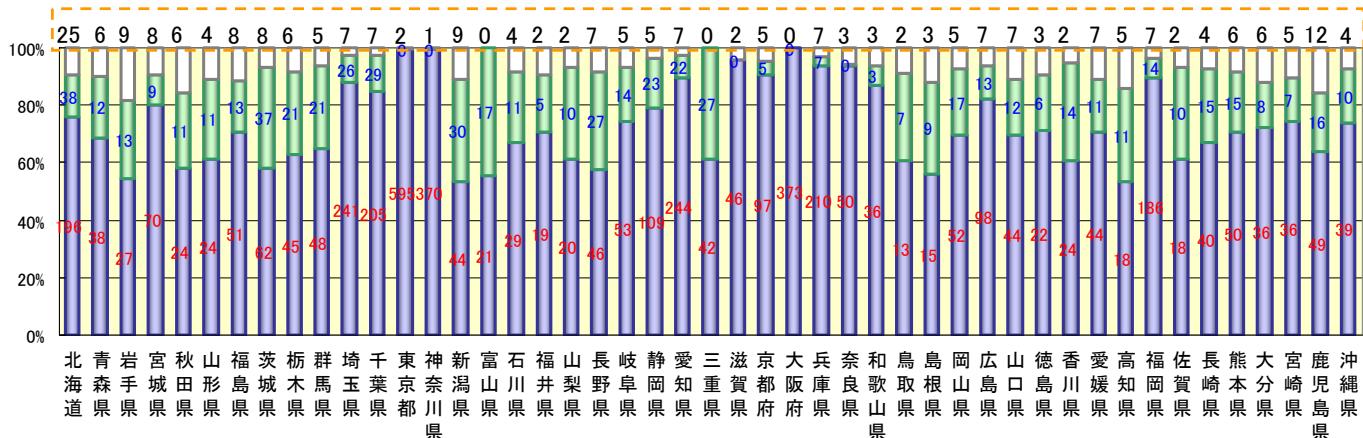


○ ブロードバンド利用可能世帯数

4,859万世帯（95%）

○ ブロードバンド・ゼロ地域（空白部分）

251万世帯（5%）



注 事業者情報、国勢調査データ等に基づき推計。

なお、ADSLについては、サービスの提供地域内であっても、収容局からの距離が4kmを超える世帯については信号の減衰が大きく実用に適しないことから、「未提供」に含めてある。

■ FTTHサービス(光ファイバ)が提供されている地域の世帯

■ FTTHサービスは未提供だが、ADSL、ケーブルインターネット等の何らかのブロードバンドサービスが提供されている地域の世帯

□ ブロードバンド・ゼロ地域の世帯

次世代ブロードバンド戦略2010（整備目標）

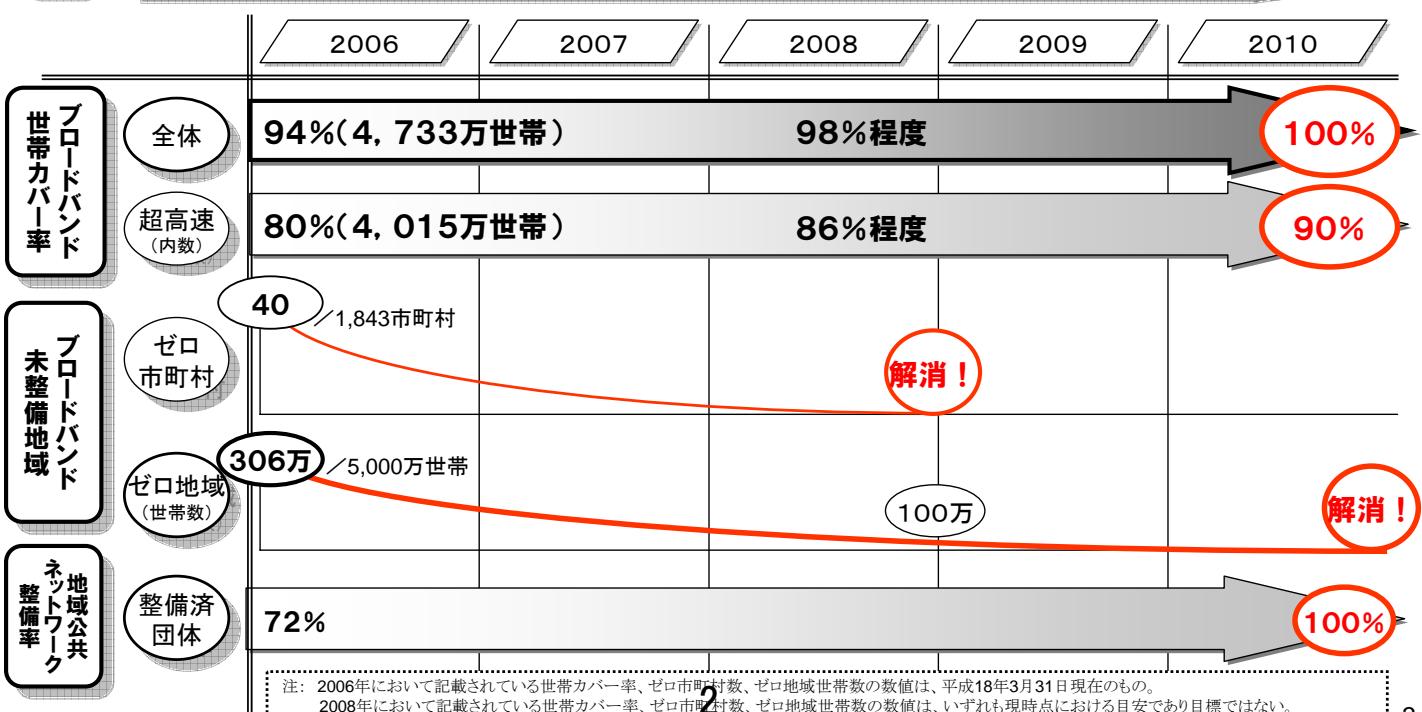
整備目標

2010年度までに

① ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。

(その過程において、ブロードバンド・ゼロ市町村を2008年度までに解消する。)

② 超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上とする。



1. ブロードバンド整備における原則

- 民間主導原則と国による公正競争の確保・投資インセンティブの付与、技術中立性の確保

⇒ブロードバンド整備は、原則民間主導の下、国において適切な競争政策、投資インセンティブの付与を行うことにより促進

2. 条件不利地域等投資効率の悪い地域における整備

- (1) 関係者の連携と推進体制の構築によるロードマップに沿った整備

⇒条件不利地域等においては、事業者・国・都道府県・市町村・地域住民等の関係者が連携し、適切な役割を果たすことが必要
全国レベル及び地域レベルにおいて、関係者の協議の場・推進体制を積極的に設置し、ロードマップを作成

- (2) 地域のニーズ等に応じた多様な技術が利用できる環境の整備

⇒条件不利地域等においては、投資効率を勘案し、ニーズや実情に応じた適切な技術の利用環境整備を図る

- (3) 自治体光ファイバ網の開放等による効率的な整備の推進

⇒① 地方公共団体が自己設置する光ファイバ網の民間開放
② 無線によるワイヤレス・ブロードバンド技術等の導入を積極的に促進

3. 積極的な需要喚起・利活用の促進

ブロードバンドの効用や利活用方策をイベント等の機会を捉えて継続的に利用者に提示するなど、**関係者は周知啓発活動やアプリケーション開発等による需要喚起や利活用の促進に積極的に取り組む**ことが望ましい。

事業者

- ・ ブロードバンド未整備地域における積極的な整備、地域公共ネットワーク等の活用
- ・ サービス提供エリア等、今後の整備見通しに関する情報の積極的開示・公表
- ・ 利活用方策等の提示による需要喚起・利活用の促進
- ・ 全国レベル及び地域レベルでの関係者協議への積極的参加

国

- ・ 公正競争条件の整備
- ・ 事業者に対する投資インセンティブの付与
- ・ 地域における取組みに対する支援
- ・ 無線技術等多様な技術の導入促進
- ・ 関係者の協議の場の設置促進
- ・ 情報の整備・公表

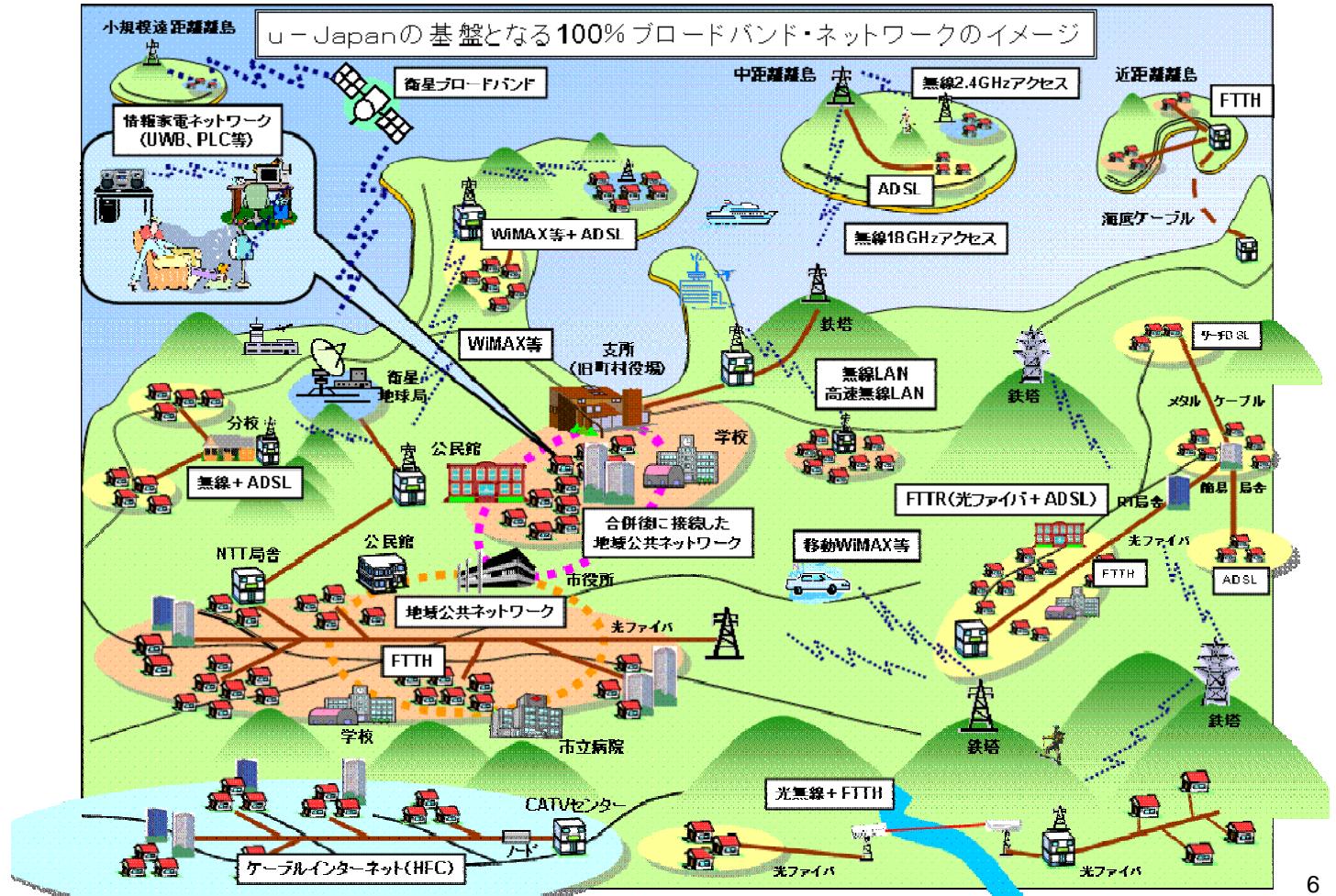
地方公共団体

① 都道府県

- ・ 地域レベルでの推進体制整備やビジョン（整備目標・ロードマップ等）の作成
- ・ 市町村に対する財政、人材、情報・ノウハウ提供等の支援
- ・ 事業者・市町村等との連携による需要喚起・利活用の促進

② 市町村

- ・ 域内住民の需要の内容・規模等の実態把握
- ・ 事業者・都道府県等との連携による整備計画の策定、地域公共ネットワーク等の開放
- ・ 利活用方策等の提示による需要喚起・利活用促進



6

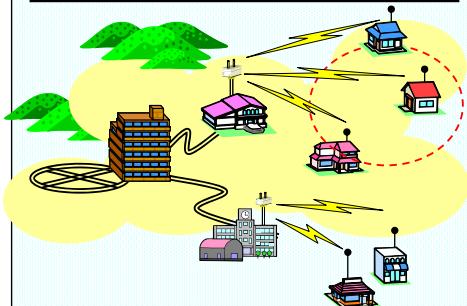
■ 無線を活用したブロードバンド整備

■ 現在進行中の地域の取組

■ 新たなワイヤレスブロードバンドの導入

無線を活用したブロードバンド整備の類型

①ラストワンマイル (加入者回線) 型



デジタル・ディバイド
(地域内格差) の是正

- 地域公共ネットワークと組み合わせて構築。
- 無線LAN、高出力無線LANを主に利用。

②ホットゾーン (面展開) 型



ユビキタス環境の
先行的整備

- 地域ブランド価値(競争力)の向上。
- 海外では、メッシュ型無線LANを活用。

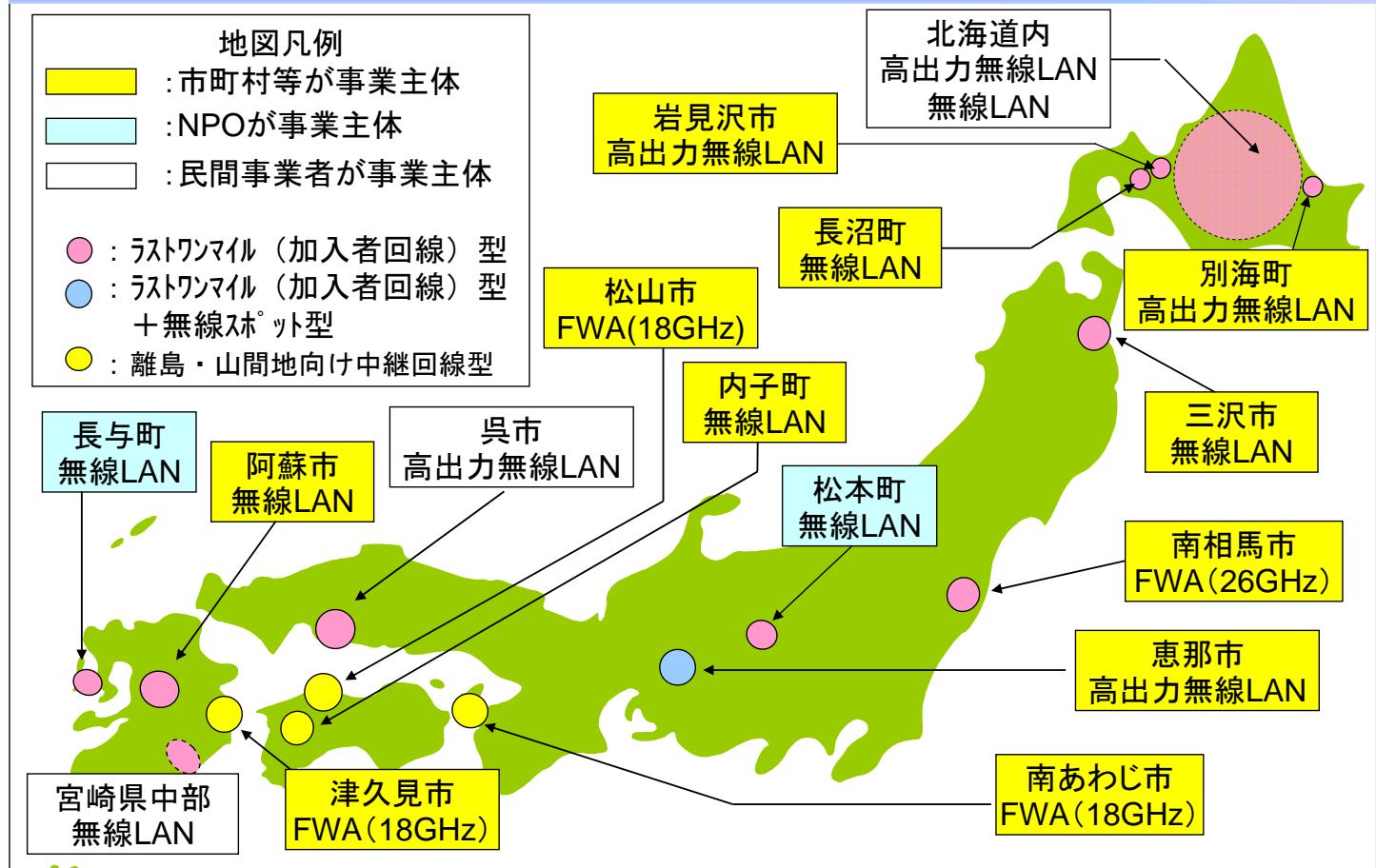
③離島・山間地向け 中継回線型



デジタル・ディバイド
(地域内格差) の是正

- 合併による広域化への対応。
- 準ミリ波帯FWAの他、無線LANも活用。

全国に広がる先進的な取組事例



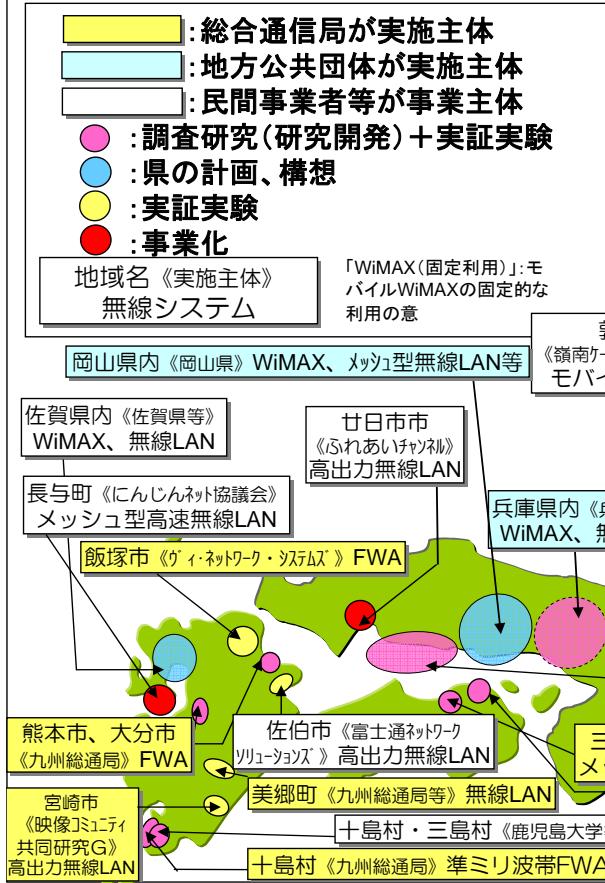
ラストワンマイル型の事例

地域	北海道	北海道	青森県	福島県	岐阜県
事業主体	長沼町	ワイコム（株）	三沢市	南相馬市	恵那市
無線システム	無線LAN	無線LAN 高出力無線LAN	無線LAN	準ミリ波帯FWA (26GHz帯)	無線LAN 高出力無線LAN
システム構成	地域公共 ネットワーク + 無線	無線	ケーブルテレビ + 無線	地域公共 ネットワーク + 無線	地域公共 ネットワーク + 無線

地域	長野県	広島県	長崎県	熊本県	宮崎県
事業主体	NPO北アルプス プロードバンド ネットワーク	(株) ふれあい チャンネル	NPOにんじん ネット協議会	(財) 阿蘇市地 域振興公社	(株) MOS
無線システム	無線LAN	高出力無線LAN	無線LAN	無線LAN	無線LAN
システム構成	無線	地域公共 ネットワーク + 無線	無線	地域公共 ネットワーク + 無線	宮崎県 情報ハイエイ21 + 無線

ワイヤレスブロードバンドの導入に向けた現在進行中の地域の取組

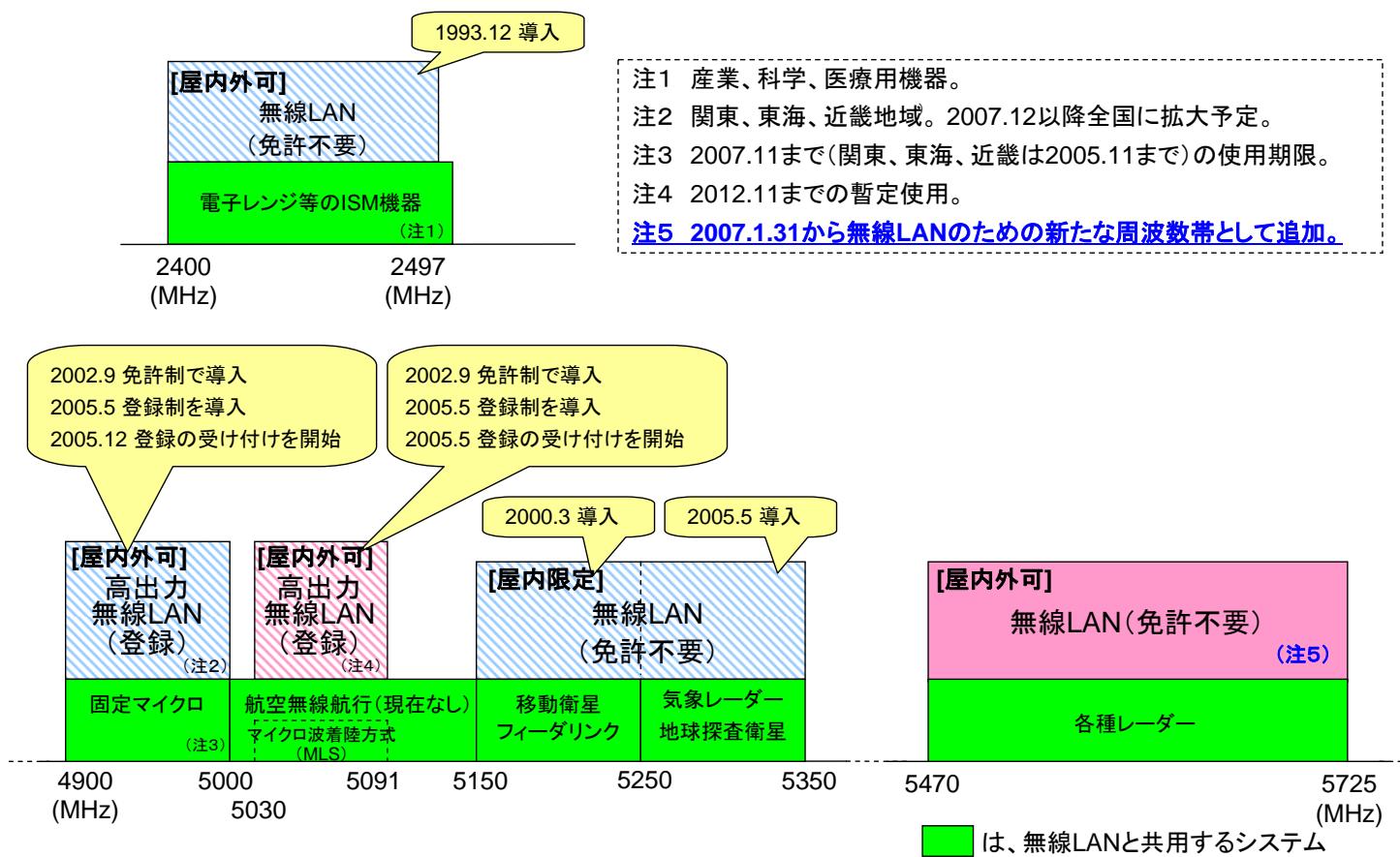
【地図凡例】



新たなワイヤレスブロードバンドの導入

システム	準ミリ波帯FWA	無線LAN	高速無線LAN	広帯域移動無線 アクセスシステム (WiMAX等)
伝送距離	数百m~数km程度	数百m程度	数百m程度	数km程度
伝送速度	150Mbps	10Mbps程度	100Mbps以上	20~30Mbps程度
モビリティ	固定	低速	低速	中速(120kmまで)
周波数帯	18GHz帯 22GHz帯 26GHz帯 38GHz帯	2.4GHz帯 4.9GHz帯 5.03GHz帯 5GHz帯	2.4GHz帯 4.9GHz帯 5.03GHz帯 5GHz帯	2.5GHz帯
免許制度	免許	免許不要又は登録	免許不要又は登録	免許

無線LANに使用できる周波数帯（5470-5725MHz帯）の追加

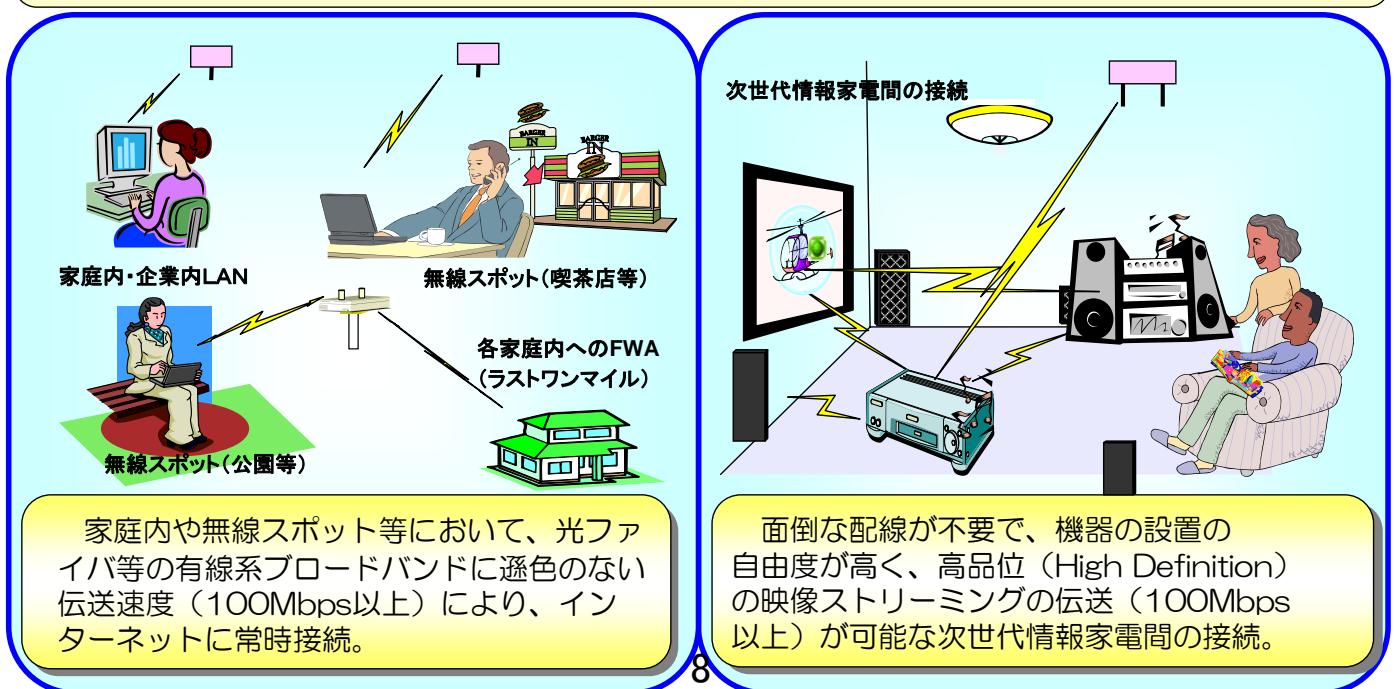


高速無線LANの導入

- ・光ファイバー等有線系プロードバンドに遜色のない伝送速度(100Mbps以上)の高速無線LANの実現
- ・国際的な標準化動向(IEEE 802.11n)を踏まえた我が国における高速無線LANの早期導入
- ・ワイヤレスプロードバンド推進研究会で検討された次世代情報家電における無線LAN利用ニーズへの対応

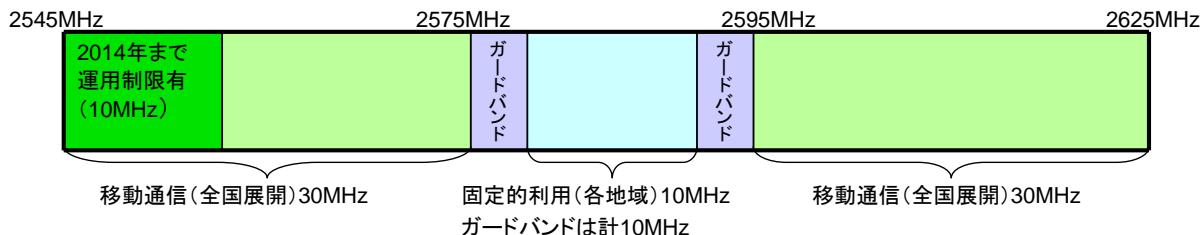
2006年12月に情報通信審議会から「高速無線LANの技術的条件」を答申。

2007年2月に電監審諮問、4月答申済み、6月施行の予定。



広帯域移動無線アクセスシステムへの周波数割当てについて

1 2.5GHz帯の概要



2 免許方針案の概要

(1) 移動通信(全国単位で30MHzずつ最大2社に割り当てる)

- ① 技術間競争及び新規参入の促進により、新たな無線サービスの展開と市場の活性化を図るために、第三世代移動通信事業者及びそのグループ会社以外の者に割り当てる(ただし、3分の1以下の出資による事業参加は許容)。
- ② WiMAX、次世代PHS、MBTDD-625kMC、MBTDD-Widebandの4方式の中から事業者が選択。
- ③ MVNO(仮想移動体通信事業者)による無線設備の利用促進のための計画の策定を義務付け。
- ④ 認定後3年内にサービス開始、認定後5年内に各管内のカバー率50%以上の達成を要件。

(2) 固定的利用(原則市町村単位で、各地域において10MHzを割り当てる)

- ① 光ファイバやADSLが利用できない「ブロードバンド・ゼロ地域」の解消に向け、地方公共団体、CATV事業者等による無線ブロードバンドの導入を促進、地域の公共の福祉の増進に寄与(市町村、都道府県の意見を参考)。
- ② WiMAX、次世代PHSのいずれかを利用。

3 今後のスケジュール

- ・ 上記内容を盛り込んだ免許方針案を5月15日(火)に公表。6月15日(金)までパブリックコメントを募集中。
- ・ 移動通信については、電波監理審議会に諮問して開設指針を決定し、本年秋頃に周波数割当て事業者を決定。
- ・ 固定的利用については、免許方針を決定した後、本年秋頃から各地域において免許申請を受付け。

地域情報通信基盤整備推進交付金制度

地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援することにより、地域の情報格差を是正し、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化に資する。

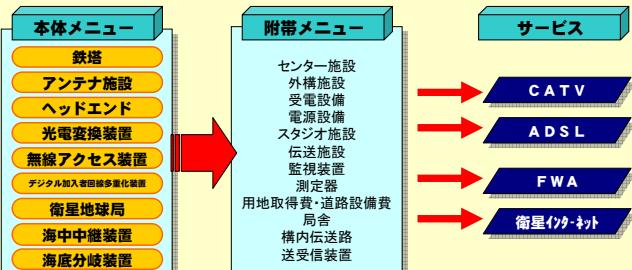
1 施策の概要

事業を行おうとする団体は、地域の情報格差解消に必要な施設等をメニューから自由に選択可能。

本体メニューからサービスを決定する主要な施設を選択し、附帯メニューについては、最小限のものに止めることで、地域に合ったICT基盤を効率的に整備することが可能となる。

2 既存事業との相違点

- ① 有線・無線又はサービスの種別による事業の区分を廃し、事業を大括り化することにより、申請者の負担を大幅に軽減
- ② 地域の情報格差を解消するために必要となる施設を網羅することにより、事業者の裁量性を大幅に向上させるとともに、事業の柔軟かつ効率的な執行が可能



3 支援対象・交付率

- ① 条件不利地域に該当する市町村
- ② ①を含む合併市町村
- ③ ①を含む連携主体
- ④ 第三セクター法人

} 1/3

注)「条件不利地域」の定義

「過疎地域自立促進特別措置法」、「辺地に係る公共の施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」、「離島振興法」、「小笠原諸島振興開発特別措置法」、「奄美群島振興開発特別措置法」、「半島振興法」、「山村振興法」及び「豪雪地帯対策特別措置法」に規定する各地域並びに沖縄県内のうち、これに類する地域に所在する市町村。

ご静聴誠にありがとうございました。

